

葛飾区スポーツ推進委員選考基準

令和6・7年度のスポーツ推進委員の活動は、区民が「だれでも気軽にできるスポーツとのふれあい」及び「地域における生涯スポーツ」の推進を目標として、日常生活の中で区民の健康保持並びに体力の増進を図るような活動の展開を目指している。そこで、令和6・7年度のスポーツ推進委員の選考については、「葛飾区スポーツ推進委員に関する規則」に基づくほか、下記の基準によるものとする。

記

1 選考の要件

スポーツ推進委員は、社会的信望があり、地域における生涯スポーツの振興に寄与するものとする。

従って、次に掲げる要件を満たし、スポーツに関する深い関心と理解をもち、その職務に必要な熱意と能力をもつ者から選考する。

なお、すべての要件が満たされることが望ましいが、具体的な選考にあたっては、諸条件を総合的に勘案して選考する。

(1) 能力要件

- ア スポーツ・レクリエーションの実技指導ができる者
- イ スポーツ・レクリエーション事業の企画運営ができる者
- ウ スポーツ・レクリエーションに関する指導助言ができる者

(2) 行動要件

- ア 定例会に出席できる者
毎月第3水曜日 午後6時30分～午後8時30分（予定）
- イ 子どもまつり（4月）・スポーツフェスティバル（10月）・ウォーキング事業（11月）・スポーツレクリエーション普及事業（1月）・かつしかふれあい RUN フェスタ（3月）等の区行事へ参加できる者
- ウ 区公認の体力テスト判定員資格を取得（6月に講習会実施予定）して、積極的に体力テスト（6月・12月）に参加できる者
- エ かつしか地域スポーツクラブの運営に協力できる者
- オ 研修会や講演会等に積極的に参加できる者
- カ スポーツ推進委員協議会が計画した地域活動に参加できる者
- キ その他、青少年育成地区委員会に所属し、地域における各種活動に参加できる者

(3) 年齢要件

年齢は、委嘱時に 25 歳以上 66 歳未満とする。ただし、再任の場合は 25 歳以上 68 歳未満とする。また、68 歳以上であっても特に選考委員会が認める場合には、この限りではない。

(4) 住所要件

区内に住所を有する者。ただし、職域関係者で適任と認められる者は、その所属長の了解を得て、委嘱することができる。

※職域関係者とは、区内で体育・スポーツの指導、普及等を職業としているもの。

2 選考の範囲

- (1) 各種スポーツ団体、レクリエーション団体の関係者
- (2) 青少年健全育成に携わる者、地域の体育関係者、職域の体育関係者

3 選考上の留意点

選考にあたっては、次の各項について留意すること。

- (1) 少年スポーツ指導者の選考について
- (2) パラスポーツ（障害者スポーツ）指導者の選考について
- (3) 若手の選考について
- (4) 平日昼間の時間帯に活動可能な人材の選考について
- (5) 区内の全地域（19地区センター管内）に、人口バランスを踏まえての配置